

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社久富重機

(2) 所在地

佐賀県鳥栖市村田町1520番地3

(3) 代表者

代表取締役 久富 瞳夫

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年5月20日

4 処分の理由

株式会社久富重機は、令和7年3月31日午後2時、佐賀地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。